

【Q&A 修正概要 (R8.8 修正)】

$= 32.1\% > 28.5\% \quad \rightarrow \text{月単位の週休2日 達成}$
1 月 : 当該月の現場閉所（現場休息）率 $= \text{現場閉所（現場休息）日数} \div \text{当該月の対象期間日数} \times 100$ $= (7 \div 28) \times 100$ $= 25.0\% < 28.5\% \quad \rightarrow \text{月単位の週休2日 未達成}$

6. 交替制の実施及び達成判断について

6-1

現場代理人や専任の技術者等の休暇取得日における工事現場の運営はどうするのか。

現場開所日における現場代理人の休暇取得に当たっては、発注者との連絡体制の確保について、事前に協議を行い、工事現場の運営に支障がないようにしてください。また、建設業法第26条第3項の規定に基づき専任の者でなければならないとされている主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）の休暇取得に当たっては、適切な施工ができる体制の確保について、元請の監理技術者等の場合は発注者、下請の主任技術者の場合は元請又は上位の下請の了解を事前に得るようにしてください。

6-2

休日率の計算はどう行うのか。

各個人の休日率

=

各個人の休日日数

÷

対象期間日数

休日率

=

各個人の休日率の合計

÷

対象人数

<休日率（通期の場合）>

業者	氏名	対象期間日数	休日日数	各個人の休日率	休日率
元請	A	300	90	30.0%	28.9%
元請	B	300	93	31.0%	
元請	C	300	86	28.7%	
1次下請	D	200	60	30.0%	
2次下請	E	100	25	25.0%	

計算例

・Aの休日率 = 90 ÷ 300 = 30.0%

・休日率 = (30+31+28.7+30+25) ÷ 5 = 28.9%

6-3

週単位の交替制達成条件は。

対象期間内の全ての週（原則として、月曜日から日曜日までの7日間とする。）において、休日率が28.5%以上となる必要があります。

例

現場閉所が困難な工事

	月	火	水	木	金	土	日	日数	休日 日数	休日日数の 合計
従事者A		休日				休日		7	1	14.29%
従事者B			休日				休日	7	2	28.57%
従事者C	休日			休日			休日	7	3	42.86%

休日率=(14.29%+28.57%+42.86%)÷3人

=28.57%

「休日」を削除